

📖 国家外貨管理局による「輸入外貨支払照合の改革試行関連問
題に関する通知」について

2010年4月22日
第2期

企画部 調査課

2010年4月2日付けで、国家外貨管理局による「輸入外貨支払照合の改革試行関連問題に関する通知」（匯発[2010]14号 以下は「通知」¹と略称）が公布されており、5月1日より施行される。同「通知」は、貿易利便化を推進し、貨物貿易輸入外貨支払管理を更に改善するため、一部の試行地域において、輸入外貨支払照合管理改革を行い、事件毎の照合から総量の検査へ、オンライン照合からオフサイト検査へ、取引行為の監督から取引主体の監督へと転換を図る外貨管理方針を反映する。一方で、非試行地域に対して、輸入外貨支払照合管理改革の正式な実施のための準備工作进行を推進することを要求した。

「通知」によると、輸入外貨照合管理改革の試行地域は天津市、江蘇省、山東省、湖北省、内モンゴル自治区、福建省及び青島市の各分局の所轄地域に限定された。

従来、不正な外貨流出を防止するため、1997年3月に国家外貨管理局が「貿易輸入外貨支払照合監督管理暫定弁法」[1997] 匯国発字第01号 以下は「暫定弁法」と略称）を施行しており、輸入単位の対外支払と輸入貨物を照合する輸入外貨支払照合管理が行われてきた。輸入外貨支払照合管理を更に改善するため、2002年11月に国家外貨管理局による「貿易輸入外貨支払照合監督管理操作規程」（匯発[2002]113号）が公布され、「暫定弁法」と合わせて輸入外貨支払照合管理の主要根拠法規となっている。その後、輸入外貨支払照合管理は手続を簡素化し、2005年9月に国家外貨管理局による「貿易輸入外貨支払及び照合手続を更に簡素化することに関する問題についての通知」（匯発[2005]67号）が公布されており、貿易輸入外貨支払の審査エビデンス、「輸入単位外貨支払リスト」管理、輸入貨物通関申告書の経営単位と外貨支払単位との不一致場合の支払と照合等について手続簡素化措置が取られた。

¹ 「通知」は「貨物貿易輸入外貨支払管理改革試行弁法」（以下は「弁法」と略称）「貨物貿易輸入外貨支払管理改革試行弁法実施細則」（以下は「実施細則」と略称）と二つの添付ファイルを含む。

このたび公布された「通知」は、輸入支払照合管理について重大な改革措置となっており、主に①試行地域の輸入外貨支払について、法律を遵守する輸入単位の通常輸入外貨支払のオンサイト照合手続は不要となる；②銀行の輸入外貨支払に係わるインターネット審査手続を廃止する；③「リスト」データが全国範囲での共有が実現し、輸入単位が遠隔地での輸入外貨支払を取扱う場合、事前に所在地の外管局への届出手続が不要となる；④外管局は「貿易外貨収支審査システム」にて輸入単位に対しオフサイト監督審査と警戒モニタリングを行い、輸入単位に対して分類管理を行う等内容を含む。このほか、試行期間中に、非試行地域輸入単位の遠隔地での対外支払、過去の輸入外貨支払の照合手続等についても規定しているので、非試行地域の輸入単位にも留意する必要がある。

「通知」の主要内容は以下のとおりである。

一、非試行地域関連内容

- ✓ 非試行地域は依然として現行の輸入外貨支払照合規定に基づき取扱う。
- ✓ 省（自治区、直轄市）を越える遠隔地での外貨支払業務は、現行の輸入外貨支払照合の関連規定に基づき取扱う。非試行地域の輸入単位は試行地域で外貨支払を行う場合、銀行は改革以前の規定に基づき、「輸入外貨支払届出表」および関連エビデンスを審査する。試行地域の輸入単位は非試行地域で外貨支払を行う場合、登録地の外管局に外貨支払届出を行うこと。
- ✓ 非試行地域の輸入単位は、2010年1月1日前の輸入外貨支払業務を2010年7月31日までに所在地の外管局に照合手続をすること。

二、試行地域関連内容

- ✓ 試行地域の輸入単位は「貨物貿易輸入外貨支払管理改革試行弁法」およびその実施細則に基づき、輸入外貨支払業務を取扱う。
- ✓ 省（自治区、直轄市）を越える遠隔地での外貨支払業務は、現行の輸入外貨支払照合の関連規定に基づき取扱う。非試行地域の輸入単位は試行地域で外貨支払を行う場合、銀行は改革以前の規定に基づき、「輸入外貨支払届出表」および関連エビデンスを審査する。試行地域の輸入単位は非試行地域で外貨支払を行う場合、登録地の外管局に外貨支払届出を行うこと。
- ✓ 試行地域の輸入単位は、2010年1月1日前の輸入外貨支払業務を2010年7月31日までに所在地の外管局に照合手続をすること。

(一)「リスト」管理について

従来、輸入単位に対して「リスト」管理を行っており、今後「リスト」のデータが全国範囲で共有することが実現し、輸入単位が遠隔地での輸入外貨支払を取扱う場合、事前に所在地の外管局への届出手続が不要となる²。「通知」の公布前に、すでに「輸入単位外貨支払リスト」登録済みの輸入単位は所在地の外管局に「輸入外貨支払業務取扱確認書」にサインする必要がある。更に、新規に「リスト」に登録された輸入単位に対して、外管局は指導管理を行い、指導期間中の対外支払について逐一報告を求める。

「リスト」への登録、変更、取消等の関連手続の詳細は下表をご参照ください。

	項目	所要手続
登録	「実施細則」の公布前に、既に外管局に会社情報・リストを登記済みの輸入単位	輸入外貨支払業務取扱確認書にサインした後、自動的にリストに登録される。
	「実施細則」の公布施行前に、外管局に会社情報又はリストが未登記である輸入単位	リスト登記申請書及び下記の資料を持参し、外管局にリスト登記手続を行うこと。 (一)「対外貿易経営者届出登記表」、法に基づき届出登記手続を取る必要がない企業は「中華人民共和域外商投資企業批准証書」又は「中華人民共和国台湾、香港、マカオ及び華僑による投資企業批准証書」等の関連証明資料を提供しなければならない； (二)「企業法人営業許可書」又は「企業営業許可書」； (三)「中華人民共和国組織機構コード証」； (四)「中華人民共和国税関輸出入貨物発送人・荷受人通関申告登録登記証書」； (五) 法定代表人の有効本人確認書（個人対外貿易経営者の場合、個人の有効本人確認書を提供する）； (六) 法定代表人がサインし、単位印鑑付けの確認書； (七) 外貨管理局が要求するその他の資料。
変更	輸入単位リスト情報に変更がある場合	変更日から30日以内に、関連変更書類・証明を持って外管局にリスト変更手続を行わなければならない。
取消	輸入単位は以下の状況のいずれかがあった際、取消手続が必要。 (一) 輸入単位の経営終止、又は工商管理部門に営業許可書を取り消されるか	状況発生日より30日以内に、関連書類を持参し外管局にリスト取消手続を行うこと。

² 「二類輸入単位」と「三類輸入単位」の遠隔地での輸入外貨支払が不可。詳細は次ページの「分類管理」の部分をご参照ください。

	取り上げられた場合； (二) 輸入単位の対外貿易経営権終止、 又は商務部門に取り消された場合； (三) 二年連続で輸入外貨支払業務を 行わなかった場合； (四) 外管局が認定した他の状況。	
その他	外管局は「リスト」に登録された3ヶ月以内の新リスト輸入単位	外管局がこうした輸入単位に対し指導管理を行う。 輸入単位指導期間内の輸入外貨支払は逐一外管局に要事後報告。

(二) 分類管理について

外管局は輸入単位に対して分類管理を行うようになった。外管局は、半年毎に輸入単位向けに審査分類を行い、オフサイト総量審査及び警戒モニタの上で、オンサイト審査結果と輸入単位の外貨管理規定の遵守状況に合わせて、輸入単位を「一類輸入単位」、「二類輸入単位」、「三類輸入単位」との三種類に分け、輸入単位の分類によって、異なる対外支払管理を行う。外管局は輸出入外貨受取り・支払い照合システム（企業版と銀行版）を通じて、輸入単位と銀行向けに考課分類結果を発表する。考課分類結果の有効期間は半年間である。

分類管理の基準と内容は下表をご参照ください。

分類	分類基準	分類管理の内容
一類輸入単位	「二類輸入単位」と「三類輸入単位」に指定されない輸入単位は、一類輸入単位とされる。 *外管局は、日常の監督と審査管理を行う過程において、輸入単位が外貨管理規定を違反する行為を発覚した場合、いつでも該当単位を「二類輸入単位」又は「三類輸入単位」に指定することができる。	外管局は、「一類輸入単位」の輸入外貨支払業務に対し、利便性管理を行い、「一類輸入単位」は「試行弁法」及び本細則の規定に基づき、正常に輸入外貨支払い業務を行う。
二類輸入単位	以下の状況のいずれかに当てはまる輸入単位は、「二類輸入単位」と指定。 (一) 輸入外貨支払業務が本細則第二十条(一)～(六)項が規定する状況のいずれかに当てあまる、且つオンサイト審査を経て事実だと確認された場合。 (二) 輸入外貨支払業務は、本細則第二十条第一～(六)項が規定するいずれかに当てあまる、且つ期限満了後本細則第二十四条の規定に基づき事実通りに外管局に関連資料を提供しない場合。 (三) 本細則の規定に基づき外管局に逐一報告、又は輸入外貨支払業務の登録を行わない場合。 (四) 外管局が認定したその他の場合。	外為管理局は、「二類輸入単位」に対し、以下の管理を行う。 (一) すべての輸入外貨支払業務に対し、事後逐一報告管理を行う。 (二) 外貨支払期間が90日を超えるユーザンス信用状の開設不可。 (三) 遠隔地での外貨支払不可。 (四) 一回で前払代金が50万米ドル相当を超える場合、銀行による照合済みの域外銀行が発行した前受け貨物渡しに係わる保証書の要提出。 (五) 外管局が規定したその他の管理措置。

三 類 輸 入 単 位	<p>以下の状況のいずれかに当てはまる輸入単位は、「三類輸入単位」と指定。</p> <p>(一) 輸入外貨支払業務が、連続で二回以上本細則第二十条(一)～(六)項が規定する状況の一つに該当しており、且つオンサイト審査を経て事実だと確認された場合。</p> <p>(二) 外管局がオンサイト審査を実施する際、本細則第二十四条の規定を違反し、審査を拒否し、又は協力せず、又は外管局は該当輸入単位が提供した連絡方式を使って連絡を取れない場合。</p> <p>(三) 為替逃避投機等外貨管理規定に対し重大な違反行為を犯し外管局による処罰され、又は立案調査を受ける場合。</p> <p>(四) 外管局が認定したその他の場合。</p>	<p>外管局は、「三類輸入単位」に対し、以下の管理を行う。</p> <p>(一) すべての輸入外貨支払業務に対し、事前登録を行う。</p> <p>(二) 信用状、取立、前払代金など方式での輸入外貨支払不可。</p> <p>(三) 遠隔地での外貨支払業務と中継貿易の外貨支払不可。</p> <p>(四) 外管局が規定するその他の管理措置。</p>
----------------------------	---	--

(三) 輸入外貨支払管理について

外管局は、「一類輸入単位」の正常な輸入外貨支払に対しては、従来の輸入外貨支払照合手続が不要となり、且つ輸入外貨支払に係わる審査エビデンスも簡素化されており、輸入外貨支払管理が大幅に緩和されるようになった。一方、「三類輸入単位」の貨物到着後払い方式での対外支払等は外管局への事前登記、「二類輸入単位」の輸入外貨支払等は外管局への事後逐一報告が必要となる等、それぞれに対し厳格な管理を行う。

また、輸入単位と輸入貨物通関書での経営单位名称が合致しない場合の対外支払は、従来、関連エビデンスを持参し、銀行で直接対外支払手続を取扱うことができたが、「通知」は、当該場合の対外支払は事前に外管局に登録することが要求され、外管局に登録手続を完了していない限り、銀行が輸入外貨支払を取扱うことができないと規定している。

◆直接に銀行でエビデンスを審査し、対外支払を取扱う場合

	項目	審査エビデンス
決済方法による輸入外貨支払分類	信用状	✓ 輸入契約 ✓ 信用状設立申請書
	取立の方式で決済	✓ 輸入契約 ✓ 「対外送金・引受通知書」又は「域内送金・引受通知書」
	着払い決済	✓ 輸入契約書 ✓ 輸入貨物通関書 ✓ 商業エビデンス
特別な輸入外貨支払	域外での工事請負項目下の外貨支払の場合	✓ 決済方法による関連書類 ✓ 工事請負協議や工事請負資質証明等
	中継貿易 前払い後受け項目下の	✓ 決済方法による関連書類

	易項目下の対外外貨支払	外貨支払又は信用状を開設する前	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸出契約書 ✓ 域外銀行が開設した信用状又は保証書
		前受け後払い項目下	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 決済方法による関連書類 ✓ 輸出契約書と外貨入金証明
	深加工転廠項目下の対外外貨支払又は国内外貨支払		<ul style="list-style-type: none"> ✓ 決算方法による移転契約書及び関連証明 ✓ 貿易方式が「進料深加工」又は「来料深加工」となる場合輸出貨物通関書(コピー)

◆輸入外貨支払前に、外管局に輸入外貨支払業務登記手続の必要な場合

登記の必要な場合	登記の必要な提出資料等
リストに登録されていない輸入単位の輸入外貨支払	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請書 ✓ 決算方式によって、本細則・第十三条規定に関連する証明を提供。 ✓ 本細則の第六条第(一)、(二)項目に規定する関連書類を提出。
「三種類輸入単位」が着荷払いする場合	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請書 ✓ 本細則・第十三条に規定する書類を提出。 ✓ 外管局は「中国電子口岸-輸入外貨支払システム」を通じて輸入貨物通関書の電子底帳をオンライン照合し、核注(原文通り)、結案(原文通り)及び関連電子底帳の印刷をすること。
外貨支払単位と輸入貨物通関書での経営企業名義が合致しない輸入外貨支払の場合	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請書 ✓ 貿易方式によって、本細則・第十三条に規定する関連書類と関連証明材料を提供。 ✓ 外管局は「中国電子口岸-輸入外貨支払システム」を通じて輸入貨物通関書の電子底帳をオンライン照合し、核注(原文通り)や結案(原文通り)及び関連電子底帳の印刷をすること。
その他の登記が必要となる輸入外貨支払	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 申請書 ✓ 本細則・第十三条規定に関連する証明を提供。

◆輸入外貨支払後、外管局に逐一報告の必要な場合

	逐一報告の必要な場合	輸入単位の対応事項
右の場合に当てはまる輸入単位の輸入外貨支払は貨物到着後30日(自然日)以内に外管局に逐一報告が必要	本細則・第十五条第(一)項目の規定による登記手続を行わなければならない輸入外貨支払	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「貿易収支照合審査システム(企業版)」を経由し「輸入外貨支払逐一審査報告表」を記入すること。 ✓ 有効な関連商業証明書類又は証明資料を提供し、輸入外貨支払と関連する貨物の到着又は外貨受取状況を逐一報告すること。
	「二種類輸入単位」の輸入外貨支払	
	一つの契約項目下の支払いと実際に到着する貨物又は外貨受取金額との差額が1万ドル相当の金額を超過する輸入外貨支払	
	輸入項目の返金	
	リスト登記してから三ヶ月以内の新規輸入単位の輸入外貨支払	
その他の逐一申告報告が必要となる輸入外貨支払		

(四) オンサイト監督審査

オンサイト監督審査の 実施可能な場合	オンサイト監督 審査方式	輸入単位の対応事項
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸入貨物の総量審査率が80%以下、且つ実際輸入外貨支払差額(多く支払)が100万米ドル相当を超過； 	輸入単位による報告書の提出	輸入単位は「オンサイト審査通知書」(添付ファイル3)を受領した日より7日以内に、法人代表がサインした且つ単位印鑑付けの書面報告書及び関連資料を外管局に提出
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸入貨物総量審査率が120%を超過し、且つ実際貨物到着差額が100万米ドル相当を超過； 	輸入単位責任者との面談	輸入単位は「オンサイト審査通知書」を受領した日より7日以内に、外管局に状況説明に行かなければならない
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸入外貨収入総量審査率が50%以下、且つ実際輸入支払額差額(多く受取)が100万米ドル相当を超過； 	オンサイト調査	輸入単位責任者は「オンサイト審査通知書」を受領した日より7日以内に、関連資料用意し外管局のオンサイト審査員の調査に協力
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸入外貨収入総量審査率が150%以上、且つ実際輸入支払額の差額(多く支払)が100万米ドル相当を超過； 	外管局が必要と判断された他の方式	輸入単位は外管局の要求に基づき、関連工作を行うこと。
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 1か月の輸入外貨払返金回数が10回以上、又は一回の返金金額が50万米ドル相当を超過； ✓ 外管局が必要だと判断するその他の場合。； 		

なお、「通知」の実施に伴い、関連業務の事務手続変更等については、お取扱銀行までお問い合わせいただきますよう宜しくお願い申し上げます。

以上

以下は「通知」の対訳である。

中国語原文	日本語仮訳
<p>国家外汇管理局关于实施进口付汇核销制度改革试点有关问题的通知 汇发[2010]14号</p> <p>国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：</p> <p>为贯彻落实《国务院办公厅关于当前金融促进经济发展的若干意见》（国办发[2008]126号），进一步推进贸易便利化，国家外汇管理局决定实施进口付汇核销制度改革（以下简称进口核销改革）试点，逐步实现进口付汇管理由逐笔核销向总量核查、由现场核销向非现场核查、由行为监管向主体监管转变。外汇局利用“贸易收付汇核查系统”（以下简称“核查系统”）采集进口单位货物流与资金流的电子信息，以进口单位为主体进行非现场总量核查及监测预警，识别异常的资金流动和交易行为，同时结合现场监督检查情况对进口单位进行考核分类，实施分类管理。现将有关事项通知如下：</p> <p>一、自2010年5月1日起，进口核销改革在天津、江苏、山东、湖北、内蒙古、福建省（自治区、直辖市）分局以及青岛市分局所辖地区进行试点。</p> <p>二、试点地区进口单位应按《货物贸易进口付汇管理改革试点办法》及其实施细则（以下统称《试点办法》，见附件1、2）规定办理进口付汇业务；试点地区银行应按《试点办法》规定为进口单位办理进口付汇业务。非试点地区进口付汇业务仍按现行进口核销规定办理。</p> <p>三、试点期间，跨省（自治区、直辖市）异地付汇业务按现行进口核销相关规定办理。试点地区进口单位到非试点地区办理异地进口付汇需到注册地外汇局办理进口付汇备案；非试点地区进口单</p>	<p>国家外貨管理局による輸入外貨支払照合の改革試行関連問題に関する通知 匯発[2010]14号</p> <p>国家外貨管理局の各省、自治区、直辖市分局、外貨管理部、深セン、大連、青島、アモイ、寧波分局、各中資外貨指定銀行：</p> <p>「國務院弁公庁による目前の金融による經濟發展の促進に関する若干意見」（国弁發[2008]126号）を徹底的に実行し、更なる貿易便利化を推進するために、国家外貨管理局は輸入外貨支払照合制度改革試行（以下は輸入照合改革と略称）を決定し、輸入外貨支払照合管理上、件毎の照合から総量の検査へ、オンサイト照合からオフサイト検査へ、行為の監督から主体の監督へ転換することを徐々に推進する。外管局は「貿易外貨収支照合審査システム」（以下は「照合審査システム」と略称）を通じて、輸入単位の物流と資金流の電子情報を把握し、輸入単位を主体とするオフサイト総量審査および警戒モニタを行い、異常資金流動や取引行為を識別すると同時に、オンサイト監督審査の状況に合わせて輸入単位に対する考課分類をし、分類管理を行う。関連事項を以下の通り通知する：</p> <p>一、2010年5月1日より、輸入照合改革は天津、江蘇、山東、湖北、内モンゴル、福建省（自治区、直辖市）分局及び青島市分局の所轄地域で試行する。</p> <p>二、試行地域の輸入単位は「貨物貿易輸入外貨支払管理改革試行弁法」およびその実施細則（以下は「試行弁法」と略称し、添付1、2を参照）に基づき、輸入外貨支払業務を取扱う。非試行地域は依然として現行の輸入外貨支払照合規定に基づき取扱う。</p> <p>三、試行期間中、省（自治区、直辖市）を越える遠隔地での外貨支払業務は、現行の輸入外貨支払照合の関連規定に基づき取扱う。試行地域の輸入単位は非試行地域で外貨支払を行う場合、登録地の外管局</p>

位到试点地区办理异地付汇的，银行仍按改革前规定审核《进口付汇备案表》及相关单证。

四、为保证改革实施前后进口付汇管理的有效衔接，试点地区和非试点地区进口单位在2010年1月1日之前的进口付汇业务应于2010年7月31日之前到所在地外汇局办理核销手续。对于逾期未核销业务，进口单位在规定期限内未办理核销且无正当理由的，外汇局按规定予以处罚或做进口付汇备查处理。

五、进口核销改革是推进贸易便利化的重大举措，试点地区外汇分局应当高度重视，统筹安排，认真做好以下工作：

（一）加强宣传和培训工作。在总局的统一部署下，采取多种形式做好改革试点的对外宣传和解释工作，引导并督促银行、进口单位尽快熟悉改革的思路和相关政策措施；及时对辖内外汇局、银行以及进口单位开展培训，便利银行和进口单位办理业务。

（二）对已在“进口单位付汇名录”上的进口单位，应督促其在2010年7月31日之前签署进口付汇业务办理确认书，确认书文本另行发布。

（三）根据《试点办法》，完成名录登记、非现场核查与监测预警、现场监督核查、分类管理等各项管理措施的试点工作，全面使用“核查系统”各项管理功能。

（四）及时上报试点情况。应按周向总局上报试点进展情况，对试点中发现的问题应及时反馈并提出相应解决方案和建议。

六、试点期间，非试点地区外汇局应认真做好2010

年到外货支払届出を行わなければならない。非試行地域の輸入単位は試行地域で外貨支払を行う場合、銀行は改革以前の規定に基づき、「輸入外貨支払届出表」および関連エビデンスを審査する。

四、改革実施前後の輸入外貨支払管理を有効に繋げるために、試行地域と非試行地域の輸入単位は、2010年1月1日以前の輸入外貨支払業務を2010年7月31日までに所在地の外管局に照会手続をしなければならない。期限満了後未照会業務に対して、輸入単位が規定期限内に照会手続させず、且つ正当な理由がない場合、外管局は関連規定に基づき処罰をし、又は輸入外貨支払観察対象として取扱う。

五、輸入照会改革は貿易便利化を推進するための重大な措置であり、試行地域の外管分局は相当重視し計画した上、以下の業務を真剣に行わなければならない：

（一）宣伝とトレーニングを強化する。総局の統一な計画をもとに、多様な形式を通じ、改革試行の対外宣伝と説明工作を進め、銀行、輸入単位にすばやく改革の理念や関連政策を理解させるための指導や監督を行う。所轄内の外管局、銀行および輸入単位に対しトレーニングを展開し、銀行や輸入単位の業務取扱いに便利を提供する。

（二）既に「輸入単位外貨支払リスト」に登録した輸入単位に対し、2010年7月31日前に輸入外貨支払業務取扱確認書の調印を完成させ、確認書フォームは別途公布する。

（三）「試行弁法」に基づき、リストの登録、オフサイト照会審査と警戒モニタ、オンサイト監督審査、分類管理など各種管理措置の試行工作を完成し、「照会審査システム」の各機能を全面に活用する。

（四）試行状況をタイムリーに報告する。週次で総局に試行地域の進展状況を報告し、試行中に起きた問題を即時にフィードバックし、かつ解決案や意見を提出しなければならない。

六、試行期間中、非試行地域の外管局は、確実に2010

<p>年1月1日之前的历史业务清理工作，采取各种方式告知、督促进口单位办理核销。同时积极学习进口核销改革的相关政策、关注试点工作情况，做好进口核销改革正式实施的准备工作。</p>	<p>年1月1日前の保留業務整理工作を行い、多種な方法で輸入單位に通告し、外貨支払照合を催促する。同時に輸入照合改革の関連政策を積極的に学習し、試行地域の進展に注目し、輸入照合改革の正式な実施の準備を揃える。</p>
<p>本通知自发布之日起，各分局、外汇管理部即应开始相关准备工作，并尽快转发辖内中心支局、支局、地方性商业银行和外资银行以及相关单位。对执行过程中产生的问题，进口单位和银行应当及时向所在地外汇局反馈，各分局、外汇管理部应当及时向总局反馈。</p>	<p>本通知の公布日より、各分局、外貨管理部は即座に本件に関する準備工作を行い、所轄内の中心支局、支局、地方性商業銀行と外資銀行及び関連機関に本通知を転送しなければならない。試行中に起きた問題について、輸入單位と銀行はタイムリーに所在地の外管局にフィードバックし、各分局、外貨管理部より即時に総局に報告しなければならない。</p>
<p>特此通知。</p>	<p>ここに通知する。</p>
<p>二〇一〇年四月二日</p>	<p>二〇一〇年四月二日</p>

- ☞ 弊行が行った日本語仮訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先：邢燕燕 TEL 010-6590-8888 ext.233

上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路1233号匯亞大廈20階 照会先：張亜秋 TEL 021-6888-1666 ext.4250